

△論 説▽

イングランドのカウンティ・コート（一）

——効率化とアクセス保障——

濱 野 亮

はじめに

一 カウンティ・コートの位置

1 概観

2 近年の制度改革の構図（以上、本号）

二 一九九〇年代の推移

三 アクセス保障のための諸方策と課題

おわりに

はじめに

日本の民事訴訟第一審新受件数は、一九七〇年半ば以降増加局面にあり、特に簡易裁判所における消費者信用関係の少額債権取立訴訟（および督促事件）の急増が顕著な特徴となっている。¹⁾この種の訴訟は欠席判決が多くを占

め、督促事件とあわせて、簡易裁判所が、一面で業者というリピーター・プレーヤー⁽²⁾による消費者に対する少額債権取立機関としての性格を強めていることを意味している。

ここからは、少なくとも次の三つの重要な課題が生まれる。第一に、急増する事件をさばくための効率的処理体制の確立であり、第二に、被告たる消費者の権利保障であり、第三に、簡易裁判所の本来の目的であるところの、一般市民の生活紛争における司法へのアクセスの確保である。

第一の課題については、簡易裁判所の統廃合、督促手続の改革（特に書記官権限化とコンピュータ処理化）などが進められているが、経済不況が続く限りこの種の訴訟、督促事件の減少は見込まれず、かつ、司法制度改革審議会意見書は、「経済指標の動向等を考慮しつつ」と留保しながらも簡裁の訴額上限の引き上げを提言している⁽³⁾。今後重要課題であり続けるであろう。第二の課題については、新民事訴訟法において一定の対応がなされているが（二七条「裁量移送の要件の緩和」、二〇条「専属的合意管轄の効力の制限」⁽⁴⁾など）、そもそも、法的知識に乏しく、かつ債務不履行状況下の経済的・心理的苦境にあえぐ被告が正当な権利を行使し、あるいは、業者たる原告から一定の譲歩を得る（例えば分割払い）ために必要な知識・情報を提供するシステムがどの程度機能しているのか、本人訴訟（被告側）を支援する体制がどの程度整備されているのかという重要な問題について実態は明らかでなく、経験的研究が必要である。第三の課題については、新民事訴訟法によって本人訴訟を念頭においた少額訴訟制度が導入され、同一原告の利用制限規定により、一般市民の利用を確保する工夫がなされている。最高裁判所の調査によれば、利用者の評価は高いようである⁽⁵⁾。しかしながら、既に別稿で示したように、①東京簡裁で整備されている受付相談のような本人訴訟支援システムの拡充（特にリソースに限りのある地方の簡裁）、②より踏み込んだ助言が必要な案件の、適切な相談機関への回付、③被告への情報提供と、必要な場合の助言・支援、④各種相談機関間の正確な情報の共有と案件振り分けのための連携ネットワークの構築が、本人による少額訴訟が適切に処理されるために

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

重要になる⁽⁶⁾。司法制度改革審議会の意見書は、少額訴訟手続の訴額の上限を「大幅に」引き上げるべきであると提言しているが、その場合、以上の諸点に関する条件整備は不可欠になるであろう⁽⁷⁾。

以上を要約すると、第一は事件処理の効率化の問題、第二、第三は「司法へのアクセス access to justice」⁽⁸⁾の問題といふことができる。

翻って、イングランド⁽¹⁰⁾の近年の状況を見ると、わが国と同様、一九八〇年代に入り民事訴訟新受件数が増加、特に一九九〇年前後の急増が顕著である。これを受けて、一九九〇年代に民事司法改革が進められた。この過程で司法の効率化が徹底して追求され、少額事件を多く扱うカウンティ・コートも大きな影響を受けた。また、「司法へのアクセス」との関係では、別稿で示したように一九九九年司法へのアクセス法 Access to Justice Act の制定により、コミュニティ・リーガル・サービス Community Legal Service が導入され、民事法律扶助制度の根本的改造が行われるとともに、各種法律相談サービスの統合化が試みられている⁽¹¹⁾。イングランドでは、司法の効率化と、司法へのアクセスの保障・拡充という二つの要請は、わが国以上に自覚的かつ徹底的に追及されており、それだけに、この二つの要請が生み出すダイナミズムと諸課題を理解する手がかりを与えてくれる。

「およそ一切の認識と知識の源は、比較にある」というツヴァイゲルトとケッツによる『比較法概論 原論』の冒頭に掲げられているノヴァーリスの言葉は、法社会学にとつても妥当する。本稿は、筆者のこれまでの研究、すなわち、①わが国の民事事件数の急増とそれがもたらす諸問題、②わが国の少額紛争解決システムの現状と課題、③イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの導入とその意義、に関する研究の延長線において、現代社会の条件のもとでの少額事件処理体制の整備と市民の司法へのアクセスを拡充する試みについて、一九九〇年代のイングランドを対象として検討するものである⁽¹³⁾。

- (1) 濱野 亮「司法改革の定位」(一)、『立教法学』五三号(一九九九年)一〇一頁～一四八頁、同五五号(二〇〇〇年)一七二頁～二〇三頁。また、棚瀬孝雄「訴訟利用と近代化仮説」新堂幸司先生古稀祝賀「民事訴訟法理論の新たな構築」(上)(有斐閣、二〇〇一年)二八九～三二二頁も参照。簡易裁判所の通常訴訟第一審新受件数に占める貸金、立替金・求償金事件の比率は八割前後になっている。濱野「司法改革の定位」(一)前掲、一三三頁。
- (2) Marc Galanter, "Why the 'Haves' Come Out Ahead: Speculations on the Limits of Legal Change," *Law and Society Review*, vol. 9, no. 1 (1974), pp. 95-160.
- (3) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書——二世紀の日本を支える司法制度』(平成十三年六月二日)「II 第一 5 家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実」(3) 簡易裁判所の管轄拡大、少額訴訟手続の大幅引き上げ」(『ジュリスト』二〇八号(二〇〇一年)一九七頁。
- (4) 林 道晴「新法下における簡易裁判所の民事訴訟実務——通常の手続を中心として」『判例時報』一六二三号(一九九八年)二二～三四頁、特に二五～二六頁。
- (5) 原 康人・竹内克也「少額訴訟利用のすすめ」『ジュリスト』一一七二号(二〇〇〇年)一四〇～一五六頁。
- (6) 濱野 亮「少額紛争解決システムへのアクセス・ポイント——少額訴訟制度を中心として」『日弁連法務研究財団編』『法と実務』一号(商事法務研究会、二〇〇〇年)六三～一二〇頁。
- (7) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書——二世紀の日本を支える司法制度』「II 第一 5 家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実」(3) 簡易裁判所の管轄拡大、少額訴訟手続の大幅引き上げ」前掲一九七頁。
- (8) 司法制度改革審議会意見書は、少額事件に限定しない形で、司法の利用相談窓口(アクセス・ポイント)の充実、ネットワーク化の促進により「司法に関する総合的な情報提供」を強化すべきであるとしている。同「II 第一 7 裁判所へのアクセスの拡充」前掲一九九頁参照。
- (9) 「司法へのアクセス access to justice」という概念は、イングランドにおいては、裁判へのアクセスだけでなく、弁護士を用いた和解(ADR)や、裁判外の和解や訴訟手続開始後の和解を含む)や仲裁へのアクセス、さらに最近では、ADRを推奨する司法政策のもとで広く各種ADRへのアクセスを含めて用いられているように思われる。中核は裁判所と弁護士による法サービスへのアクセスであるが、それ以外のサービスへのアクセスもある程度含むようになっている。その外延について、例えば、全く法律家を排した(むしろ反法律的な)種類の mediation へのアクセスを含むかは微妙であるが、当該社会における「justice」の理解のされ方(法律家と一般人双方による)、ならびに論者の定義の問題(裁判所や弁護士による法的処理との連携関係、関係づけの実態と評価とも関わる)と考えるべきであろう。他方で、裁判所や弁護士による法的処理についても、その辺縁部には、非法的要素の濃厚な、その意味で justice と呼べる処理なのか議論の余地のある形態が含まれているだろう(社会によってその態様には差があると思われる)。ここには「justice」概念(それに相当する日本語)の含意と、民事紛争処理が適正であるといえるためには、実定法と法律家がどのような形態で関わるべきか、公正さ、適正さ、正義をどのようなものとして理解しているか、理解すべきかという問題が関わっている。この意味で、「正義へのアクセス」という表現を用いるべきかもしれないが、日

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

本語として熟していない。そこで、中核的要素を表現している「司法へのアクセス」という語を用いることにするが、裁判(所)へのアクセスだけを意味しているのではないことを強調しておきたい。

(10) 本稿ではイングランドとはイングランドおよびウェールズを指す。

(11) 濱野 亮「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設——法律相談システム統合化の側面を中心に——」(二)・二・完

『立教法学』五八号(二〇〇二)五二〜五八頁、同五九号(二〇〇二年)四五〜五八頁。

(12) K・ツヴァイゲルト・H・ケッツ(大木雅夫訳)『比較法概論 原論——私法の領域における』(上)(東京大学出版会、一九七四年)一頁。

(13) 本稿は、一九九九年九月から二〇〇一年八月におけるロンドンでの在外研究の成果の一部である。本研究に対しては、立教大学研究奨励助成金より助成を得た。

一 カウンティ・コートの位置

1 概観

(1) イングランドにおいて民事訴訟の第一審を管轄するのは、基本的に、ハイ・コートとカウンティ・コートである。ハイ・コートの民事第一審管轄権は歴史的に原則として無制限であったのに対して、従来、カウンティ・コートは、契約や不法行為などのコモン・ロー上の事件については、原則として請求金額(回復できると合理的に期待できる金額ないし経済的価値、以下同じ)が五千ポンド(執筆時の為替レートで約一〇〇万円)以下の事件を管轄しており(信販関係事件やエクイティ上の事件は異なる)、相対的に少額の事件を管轄していた。

しかしながら、一九九〇年の裁判所およびリーガル・サービス法(Courts and Legal Services Act 1990)とその後の改革により、契約、不法行為、不動産訴訟(recovery of land actions)については請求金額上の管轄上限が撤廃された。これにより、カウンティ・コートが取り扱うことのできる事件の範囲は大幅に拡大し、基本的に、これらの事件に関しては、請求金額にかかわらず、ハイ・コートと管轄が競合することになった。但し、信託その他のエクイティ上の事件は請求金額による制限を受け、司法審査(judicial review) libel または slander に関する事件

の審理等一定の権限もカウンティ・コートは行使できない⁽⁸⁾。他方、カウンティ・コートの専属管轄事件も少数⁽⁹⁾ある。このように、カウンティ・コートとハイ・コートの民事裁判管轄権は中核部分において競合することになったのであるが、実際には事件類型と請求金額に依じて、手続が開始されるべき裁判所、あるいはトライアルが行われるべき裁判所が、カウンティ・コートとハイ・コートの間で振り分けられており、ルールは複雑である⁽¹⁰⁾。どちらの裁判所も他方へ事件を移送する権限を与えられている⁽¹¹⁾。

そもそも、古くから、イングランドのカウンティ・コートとハイ・コートの管轄や手続上のルールは極めて複雑であり、悪名高いものであった。一九八〇年代後半以来、この二つの手続の整理と統合をめぐって、様々な提言と改革が行われてきたものの(Civil Justice Review⁽¹²⁾が代表的提言)、一九九八年民事訴訟規則施行後の今日でも、なお依然として錯綜しており、非法律家たる利用者にとって理解しにくいシステムである。

こうした複雑性と使い勝手の悪さの背景には、歴史的連続性、改革の漸進性と並んで、バリスタとソリシタの経済的利益・威信・権力・影響力を、制度のあり方が直接左右するため、改革にあたって既得権の微妙な調整を必要とするという事情がある。ハイ・コート・ジャッジは、歴史的にバリスタが独占し、一九九〇年の裁判所およびリーガル・サービス法によりソリシタにも道が開かれたが⁽¹³⁾、後に述べるように、現状では依然として大多数がバリスタである。また、ハイ・コートの法廷弁論権 rights of audience も歴史的にバリスタにのみ認められ、一九九〇年法に基づきソリシタにも一定の条件でハイ・コートでの法廷弁論権が解放されたが、法廷弁論権を行使する状況にあるソリシタは現状では少ない⁽¹⁴⁾。関連して、ハイ・コートの方が、裁判官、弁護士ともに高コストだという点が重要である。ハイ・コートの裁判官の給与は高く⁽¹⁵⁾、かつ、ハイ・コートではソリシタのほかにバリスタを用いる場合が多く、バリスタの報酬は高額である。

既に述べたように、一九九〇年法による改正以降、一部の事件を除き⁽¹⁶⁾、契約、不法行為などコモン・ロー上の事

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

件をはじめとする多くの事件で、カウンティ・コートとハイ・コートの管轄はオーバーラップしており、原告は、いずれで提訴するかを選択する自由がある。しかしながら、その場合でも、High Court and County Courts Jurisdiction Order 1991により、裁判所のトライアル(争点整理手続終了後の正式公判)⁽¹⁷⁾ 審理振り分け政策上、重要な事件、複雑な事件、高額な事件は、原則としてハイ・コートで扱う方針が示された。すなわち、経済的価値、その他の点での重要性、特に「当事者以外の第三者にとって重要な問題、ないし一般的公共的利益に関わる問題を提起するか否か」、「事実、法的争点、救済方法、関係する手続の複雑性」などを基準にして、ハイ・コートとカウンティ・コートはそれぞれ事件を移送する権限を有するとされた。⁽¹⁸⁾ さらに、prima facie ruleとして、概略、請求金額が五万ポンド(約一千万円)超の事件(但し、エクイティ上の事件⁽¹⁹⁾ および争いのある遺言検認手続は別扱い)はハイ・コートで原則としてトライアルが行われるべきであるとされ、請求金額が二万五千ポンド未満の事件は、カウンティ・コートで、両者の中間の請求金額の事件は、二つのコートの間で弾力的に振り分けられるべきであるとき⁽²⁰⁾ された。提訴後も、この指針にしたがって事件の移送が行われるので、当事者の法廷選択も、この振り分け政策に留意することになった。なお、人身傷害 personal injury 事件については、請求金額が五万ポンドを超えない限りカウンティ・コートに提訴しなければならない。⁽²¹⁾

ハイ・コートの担当事件を重要性・複雑性と金額に基づいて絞り込む政策は、限られた人的・物的リソースの有効利用という、今日容易に受容されやすい経済論理親和的な論拠によって正当化されているが、⁽²²⁾ 能力・権力・威信において上位のハイ・コート・ジャッジの持っている少数精鋭エリート(以下で述べるように、フルタイムは一〇〇名弱にすぎない)としての権威を維持し続け、エスタブリッシュメントの構成を制御する(それを通じて法そのものを制御する)というイングランドの全体社会的秩序状況を左右する重要な機能を果たしている。同時に、ハイ・コートで法廷弁論権を行使するバリスト(および少数のソリシタ)の権威・威信・収入を維持・確保し、優秀な人

材を集め続けるという意味を持つ。加えて、後に述べるように、ハイ・コートでもリーガル・エイドが付与されている事件が多く、事件を絞ることによる財政負担の軽減がめざされている。高額な弁護士報酬が国家財政に与える影響は大きく、厳しい財政事情のもとで、政策当局にとって、よりコストの安いカウンティ・コートへの事件の振り分けと、ハイ・コートで扱う事件を少数の重要なもの（高額性、法的重要性、政治的・社会的重要性などに基づく）に絞り込む方向に力が働いているのである。焦点は、制度的合理性と public interest を論拠とする議論を前にして、パリスタとソリシタが歴史的沿革に基づくそれぞれの既得権を守りながら、公共性の見地からの合理化要求を、どこまで受け入れるかにある。

このほかに、カウンティ・コートは、様々な事件を管轄している。重要なものとしては、離婚、家庭内の暴力、子供に関係する諸問題を扱っており（他の裁判所と競合する）、⁽²³⁾ また、一部のカウンティ・コートでは、一定の破産事件・商事事件そのほかを、それぞれ大法官の指定に基づいて管轄している。⁽²⁴⁾

さらに、カウンティ・コートの重要な特徴として、少額請求手続がある。これは、一九七三年に、Administration of Justice Act 1973 により導入され、当初は七五ポンドを上限としていたが、その後引き上げが続き、一九九一年には千ポンドが上限となった。⁽²⁵⁾ その後、大幅な引き上げがなされ今日に至っている。すなわち、ウルフ卿による民事司法改革のための中間報告書公表直後の一九九六年一月から、他の改革に先がけ、人身傷害を除く少額手続の上限が三千ポンドに引き上げられた（人身傷害事件は千ポンドのまま据え置き）⁽²⁶⁾。さらに、一九九八年民事訴訟規則が施行された一九九九年四月以降、五千ポンド（約一〇〇万円）が上限となっている。後に述べるように、カウンティ・コートの審理件数（懈怠判決 default judgement を除く、⁽²⁷⁾ 最終的な trial と hearing に至った事件数）に占める少額請求事件の比率が急速に上昇し、過半数を占めるに至った。かつては、通常事件のトライアル件数が多数を占めていたのであるが、今日では、逆転したのである。地味な現象ではあるが、「静かな革命」（ボールドゥイン）⁽²⁸⁾と

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

評されるべき重要な意味を持っている。

ウルフ報告書を受けた一九九九年四月からの民事訴訟規則 (Civil Procedure Rules 1998) の施行に伴い、三つのトラック (少額請求トラック *small claims track*、迅速トラック *fast track*、マルチ・トラック *multi-track*) が導入された。⁽²⁹⁾ 三つのトラック間の振り分けは基本的に請求金額によって行われ、先に述べたように請求金額五千ポンド (人身傷害事件は千ポンド)⁽³¹⁾ までは原則として少額請求トラックに配分される。その審理は通常カウンティ・コートでデイストリクト・ジャッジによって扱われる。迅速トラックでは原則として請求金額五千ポンドを超え一万五千ポンド以下 (人身傷害は千ポンド超、一万五千ポンド以下)⁽³²⁾ で、トライアルが一日以内 (五時間以内) に終了する見通しなどの条件を満たす案件が扱われることになっている。迅速トラックに振り分けられた事件のトライアルも、通常、カウンティ・コートでサーキット・ジャッジまたはデイストリクト・ジャッジによって行われる。以上二つのトラックに配分されない事件はマルチ・トラックで扱われる。民事訴訟規則とそれを受けた *Practice Direction* はハイ・コートで開始される事件を絞り、原則として、一般の事件について請求金額一万五千ポンド以上 (人身傷害請求事件については五万ポンド以上) に限るとした。⁽³³⁾ 加えて、ハイ・コートの中でも、ロンドンの *Royal Courts of Justice* では、原則として請求金額五万ポンド以上の案件のみを扱うことになった。それに満たない請求金額の事件が提訴された場合は他の裁判所に移送される。⁽³⁴⁾ このように、一九九〇年の裁判所およびリーガル・サービス法以降採用されているハイ・コートが扱う事件を絞り込む政策は、一九九九年以降、より徹底されているといえる。

以上からわかるように、既にわが国でも指摘されているが、カウンティ・コートをわが国の簡易裁判所との類推でイメージするのはミスリーディングである。⁽³⁵⁾ むしろ、階級的支配および職業的既得権 (ヴェーバーが『法社会学』で分析した *Sportelinteresse*)⁽³⁶⁾ と、公共的合理性および市民のアクセス保障という理念との妥協の産物として見るべきであり、結果として相対的に少額ないし重要度の低い事件を大量に処理しているのである。

(2) カウンティ・コートは、近年統廃合が進められており、その数は減少を続けている。カウンティ・コートが創設された一九世紀半ばには、約五〇〇存在したが、二〇〇一年現在二二二に減少している。一九九五年は二四三、一九九八年は二三三、一九九九年は二二六だったのであり、統廃合は急ピッチで進められている。⁽³⁷⁾

事件数の少ない裁判所は、コスト・パフォーマンスのみを基準に見れば、非効率であるということになり、公務サービスの合理化政策のもとでは統廃合の対象となってしまう。しかし、それは、当然、当該エリアの人々にとって利用条件が悪化することになる。原告は、金銭訴訟では、どこのカウンティ・コートに提訴してもよいことになっていること(被告が争えば被告の住所地へ移送)⁽³⁸⁾、また、金融機関等大口顧客は、以下で述べるクレイムズ・プロダクション・センター Claims Production Centre を利用できる点を考慮すると、カウンティ・コートの統廃合は、一般市民、特に被告の access to justice に不利に作用する。公共交通機関の便の悪い地方では、問題は深刻であるとされ、とりわけ貧しい者、高齢者、体の不自由な者、シングル・ペアレントなどにとって、最も近いカウンティ・コートに行くことも容易ではない場合が少なくないといわれている。⁽³⁹⁾ 被告、特にハンディキャップを負っている者や貧困者の置かれている状況は深刻である。保守党政権以来、現労働党政権も維持している司法効率化政策は、数値目標に基づくコスト削減を非常に重視しており、統廃合はさらに続くはずである。

さらに、二〇〇一年一月に Court Service が公表したコンサルテーション・ペーパー Modernising the Civil Courts は、効率化の推進を強調するともに、IT 技術を駆使したラディカルな裁判所組織改編を提案している。⁽⁴⁰⁾ これは、現場の front office と事務処理を担当する back office を分離し、後者を中央集権化するとともに、両者を IT によって結び、効率的な業務処理を実現しようとするものである。そこでは、携帯端末を職員が持ち、Citizens Advice Bureau⁽⁴¹⁾ に出張するというアイデアも示されているが、他方で、建物をベースにした裁判所サービスの提供という伝統的発想自体を見直し、ランニング・コストの膨大な建物自体を売却していく方向が示されてい

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

る。効率化と access to justice の確保・拡大という基本的な両立しにくい二つの政策目標を、現実にとのようにならざる。効率化と access to justice の確保・拡大という基本的な両立しにくい二つの政策目標を、現実にとのようにならざる。効率化と access to justice の確保・拡大という基本的な両立しにくい二つの政策目標を、現実にとのようにならざる。

(3) 最後に、簡単に裁判官について見ておこう。

ハイ・コートとそれより上位の裁判所の裁判官は、一九九〇年の裁判所およびリーガル・サービス法以前はバリスタが独占しており、その後も、依然としてほとんど全員がバリスタである。一九九六年のデータによると、ハイ・コート・ジャッジ（フルタイム）九六名⁽⁴³⁾中ソリシタは一名に過ぎなかった。二〇〇〇年に、もう一名ソリシタから任命された。⁽⁴⁵⁾二〇〇一年四月一日現在、ハイ・コート・ジャッジは一〇五名、うち、ソリシタ出身は二名、ハイ・コートより上位の裁判所の裁判官合計数は五二名で全てバリスタ出身である。⁽⁴⁷⁾

これに対して、カウンティ・コートに関わる主要なフルタイムの裁判官としては、サーキット・ジャッジ circuit judge とディストリクト・ジャッジ district judge がある。⁽⁴⁸⁾前者は、女王が任命し、⁽⁴⁹⁾イングランドとウェールズ内の六つのサーキットのいずれかに所属、そのサーキット内のカウンティ・コートとクラウン・コート（刑事）の事件を担当する。⁽⁵¹⁾大法官は、カウンティ・コートの各ディストリクトにつき、一人以上のサーキット・ジャッジを割り当てなければならないことになっている（County Courts Act 1984, S. 5 (1)）。⁽⁵²⁾また大法官の要請によりハイ・コートで民事裁判を担当することもある。⁽⁵³⁾ディストリクト・ジャッジより上位に置かれ、その大部分はバリスタである。二〇〇一年四月一日現在、サーキット・ジャッジは五六九名、うちソリシタ出身は八一名（一四・二％）にとどまっている。⁽⁵⁴⁾

ディストリクト・ジャッジは、以前は、レジストラ registrar と呼ばれていたが（judge の名称を与えていない）ということとは仕事の内容に対応してただけでなく、下位者であることを象徴的に表現していた、一九八〇年代後半の Civil Justice Review の報告書で、カウンティ・コートの管轄の拡大、少額請求手続の事物管轄の引き上げなど

とともに、レジストラーに Judge の名称を与え権限を拡大する提案がなされたのを受けて、一九九〇年の裁判所およびリーガル・サービス法により名称が改められた。⁽⁵⁶⁾一九九〇年法制定までは全員ソリシタだったが、改革により、パリスタその他からも任命の機会が開かれた。とはいえ、依然として主としてソリシタの領分である。⁽⁵⁷⁾ デイストリクト・ジャッジは、サーキット・ジャッジと異なり大法官が任命権者であり、カウンティ・コートの間接手続の大部分と、少額請求トラックの事案の大部分を担当し、一万五千ポンド以下の事件のトライアルを担当する権限も持っている。⁽⁵⁹⁾ 二〇〇一年四月一日現在デイストリクト・ジャッジは四一九名、うちソリシタ出身が三九五名(九四・三%)、パリスタ出身は二四名にすぎない。⁽⁶⁰⁾

カウンティ・コートでは、そのほか、リコーダ recorder (限定期間任用のパートタイム「非常勤」裁判官で、パリスタまたはソリシタから選任、クラウン・コートの刑事事件も担当⁽⁶¹⁾) や、deputy circuit judge、assistant recorder が関与することがある。⁽⁶²⁾ サーキット・ジャッジ、リコーダ、およびその deputy に呼びかける時は 'Your Honour'、デイストリクト・ジャッジに呼びかけるときは 'Sir'、または 'Madam' を用いるのが正しいとされており、⁽⁶³⁾ 階級的区別の残存を依然として表現している。

カウンティ・コートがハイ・コートより司法部のヒエラルヒーにおいて劣位に置かれていることと、カウンティ・コートの内部でも階級的区別が明確に存在していることは歴然としている。⁽⁶⁴⁾ ハイ・コートの裁判官職と、そこでの法廷弁論権 rights of audience は、一九九〇年の裁判所およびリーガル・サービス法制定まで歴史的にパリスタが独占してきたのであり、彼らの階層としての威信、権力・影響力を基礎づけるとともに、法廷弁論権は各チェインバー(パリスタのオフィス)⁽⁶⁵⁾ とそこに所属するパリスタの経済的利益の源泉で、何世紀もの間維持されてきた既得権であった。二つの裁判所は、基本的テクニカル・タームを含め、手続法も別個だったのであり、利用者にとっては不親切で合理性に欠ける面のあるシステムであった。古く、一八七〇年代から、ハイ・コートとカウン

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

ティ・コートの統合が制度的合理性の見地から議論されてきたが、ウルフ改革においても、手続の統一化のみにとどまり(但し、ロンドン以外では統一的に管理・運営されるべきであるとされている)、中核的事物管轄は基本的に一致しているにもかかわらず、裁判所自体の統合は退けられたのである。⁽⁶⁷⁾

この問題は、バリスタとソリシタの二分制廃止論・統合論とも関連している。これまで、折に触れて廃止論が議論されてきたものの、二分制が廃止される気配はない。⁽⁶⁶⁾ ソリシタは、シティの大規模ファームをはじめとして、企業法務分野で高度なサービスの提供を行い、高収入とそれなりの威信を享受するケースも増えている。若いソリシタでもトップクラスの企業法務専門事務所で雇用されれば、極めて高額の所得がすぐに得られる。他方、バリスタは、チェインバーで実務修習をするための空席が不足気味であり、資格を得てからもチェインバーでテナンシーを得るのが難しく、⁽⁶⁹⁾ リーガル・エイドに依存し所得の低いバリスタも少なくない状況がある。こうした状況は、Queen's Counselやハイ・コート・ジャッジとなったエリートはともかく、バリスタが、全体として相対的に威信を低下させ、他方、ソリシタも優秀な者を集め、威信を相対的に高めていく傾向を生んでいる。制度的にも、近年両者の差異を平準化する方向での改革が行われている。この意味で、バリスタとソリシタとの間の伝統的な格差は縮小傾向にあり、両者の業務分野は競合・競争の傾向を強め、⁽⁷⁰⁾ いわば水平化の方向へ力が作用している。それにもかかわらず、なお、威信・影響力・権力における、ある局面では微妙な、ある局面では明確な上下関係が残っているというのが現状である。

一九九〇年の裁判所およびリーガル・サービス法以後のイングランドの裁判所をめぐる状況は、以下で述べるように、一九八〇年代における事件数の急増、高コスト、遅延という問題に対処するという緊急の課題を解決する場面で、制度的合理化のファサードの陰で、ハイ・コートとバリスタの威信・権力・影響力を維持し、バリスタの既得権を基本的に守りながら、上昇するソリシタに対し一定の譲歩を示し、手続法を統一しつつ、ハイ・コートには

重要ないし複雑な事件および請求金額の大きい事件を主に扱わせ、その他の事件をカウンティ・コートに扱わせるという基本方針を追求したものであることができる。

2 近年の制度改革の構図

(一) 次に、一九九〇年代初頭以来の一連の民事司法制度改革を規定している諸要因について整理しておこう。最も根本的な社会的・政治的文脈として、第一に、法務サービスにとどまらない公務サービス一般に対するとらえ方の変容があげられる。サッチャー政権以来、福祉国家解体政策が展開される過程で、公務サービスの徹底的効率化と、公務サービス消費者としての利用者の利益の尊重が、裁判所と弁護士との業務・サービスについても政府の政策として追求されている。第二に、特権的階層としての弁護士に対する批判的風潮と既得権への攻撃・競争促進政策の展開である。いずれについても、既に別稿で簡単に示した⁽⁷¹⁾。

このような社会的・政治的变化を背景として、第三に、イングランドにおける裁判実務が従来よりかかっていた三つの問題(コスト、遅延、複雑性)⁽⁷²⁾がもはや抜本的改革なくしては対応しえない状況に至ったという認識が関係者に共有されたことが、一連の民事司法改革を実現させた直接的要因である。特に、後に詳しく見る一九九〇年前後における民事訴訟新受件数の急増は、対応能力の限界に近づいた危機的状況を関係者に意識させ、抜本的な改革への触媒の役割を果たしたといえる。

そもそもソリシタおよびバリスタの報酬が、事案の経済的価値とは原理的に切り離された、投入時間(タイムチャージ)ソリシタの場合⁽⁷³⁾あるいは出廷日数や事案の複雑性(バリスタの場合)を基礎に計算されるのが通例(但しバリスタも近年タイムチャージによる傾向が強まっている)なため、係争金額と関わりなく、弁護士費用が著しく高価になる傾向がある。係争金額をはるかに上回る弁護士費用が請求されるケースも少なくなく、こうした制度の不

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

条理さ、不当性を公然たるものにしていた。また、徹底的な当事者主義のもとで、双方の弁護士による些末な論点に関する技術的な争いが横行する⁽⁷⁵⁾。これには、弁護士過誤の責任追及をおそれるため、可能なあらゆる手続を尽くしているという面もあるものの、訴訟費用(相手方の弁護士報酬を含む)敗訴者負担原則のもとでは、ひとたび訴訟手続が開始し、一定の資金投入がなされた場合、勝訴するために徹底的に争うインセンティブが生まれるため、投入資源・時間がスパイラル的に膨れ上がるという要素が大きい⁽⁷⁷⁾。かつ、それが自動的に弁護士費用合計額の上昇⁽⁷⁶⁾に弁護士⁽⁷⁶⁾の収入増に直結する事態は、前記の公務サービス観念の根本的転換と法曹批判・攻撃の世論のもとで、イングランドでは体制の根幹に位置する司法の正統性の動揺すら引き起こしかねない。

特に、ハイ・コートの民事訴訟に要する時間とコストは、超巨大企業にとつてすら耐え難くなり、シティを代表とする経済界、すなわちバリスタ・ソリシタのエリート層の有力な依頼者の強い不満を生み、紛争処理の場をロンドンから海外(ニューヨークほか)に移す動きを招きかねない程であった。これは、ウルフ卿も明確に意識していたとされ、一般に、法曹指導部にとつて深刻な事態として認識されたであろうことは想像に難くない。また、グローバル化したリーガル・サービス市場において、効率的な司法サービスを提供し、ロンドンの国際競争力を維持・強化することは、イングランドの法曹エリート層にとつて死活問題であるだけでなく、連合王国の経済界にとつても重要な問題として認識されており、そのことも、ウルフ卿による民事手続改革の背後に作用していた要因であることは、彼の最終報告書で示唆されている⁽⁸⁰⁾。

事件数の増大とコスト増への対応として、カウンティ・コートの事物管轄の拡大、それによるハイ・コートからの事件の振り分け、裏から見れば、ハイ・コートには、請求金額の非常に大きい事件や、法律的、あるいは、社会的・政治的に重要な事件または複雑な事件を扱わせる政策は、こうした事情が背後にある。

こうした構図のもとで、カウンティ・コートは、どのような位置が与えられているのだろうか。

カウンティ・コートは、既に、一九八〇年代から、消費者信用の膨張等に由来する少額債権取立訴訟の増大に直面し対応を迫られていた。少額債権取立訴訟の増大への対応として、一九九〇年代前半に、二つの改革が行われている。すなわち、大量の請求事件を恒常的に抱える大口顧客に対する特別の制度として、クレイムズ・プロダクション・センターとカウンティ・コート・バルク・センターが設置された。クレイムズ・プロダクション・センターは、一九九〇年一月にノーザンプトンに設置され、年に千件以上カウンティ・コートに訴訟提起する大口顧客に対して、磁気メディアでの自動処理を行っている⁽⁸²⁾。訴状提出後きわめて迅速に処理されることが保証されている⁽⁸³⁾。大口顧客は、銀行、クレジットカード会社、通信販売会社、電話・電気・水道・ガス会社などである。カウンティ・コートの全新受件数の半分程度は、クレイムズ・プロダクション・センターを通して提訴されている⁽⁸³⁾。カウンティ・コート・バルク・センターは、一九九二年三月に設立され、やはり、大口顧客の金銭債権回収訴訟について、懈怠判決や執行手続きを大量に扱っている⁽⁸⁴⁾。このセンターは、ノーザンプトンのカウンティ・コートに併設されており、クレイムズ・プロダクション・センターで処理された事件の八四％を処理している⁽⁸⁵⁾。

従来からのカウンティ・コート案件の中核である少額債権取立訴訟の処理に加えて、一九九〇年法によって、ハイ・コートから相対的に重要度の低い事件を回されるいわばバッファアの位置づけをカウンティ・コートは事実上与えられることになった。他方、一般市民に最も身近な裁判所としての公式的理念は、カウンティ・コートへの市民のアクセス保障という論点を当局に無視することを許さない。先に述べた一九九〇年代における少額請求手続の拡充は、そうした一般市民の司法へのアクセスの保障という要素を持っている。しかしながら、少額請求手続の案件では弁護士費用が原則として訴訟費用とならない(したがって敗訴者負担とならない⁽⁸⁶⁾)ため、本人訴訟を促す効果⁽⁸⁷⁾をもち、かつ原則として法律扶助の対象とならないため、⁽⁸⁸⁾公的資金の必要投入額は相対的に少ないという側面を忘れてはならない。この点で、政府にとって少額請求手続の事物管轄の引き上げは魅力的であり、⁽⁸⁹⁾それは、単に市民

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

の司法へのアクセスの拡大という意味だけではなく、カウンティ・コートの中で、相対的に安価なバッファをさらに設けたという意味を持つ。わが国と異なつて事業者原告の利用制限が課されていないので、後者の要素がより強い結果となる可能性がある。一九九五年に事物管轄の上限が三千ポンドに引き上げられ、さらに、一九九九年からは五千ポンドに引き上げられたのは、立法者の意図として、安価なバッファという目的もあつたと見るべきであらう。

以上のように、一九九〇年代の民事司法制度改革は、裁判所サービスの徹底した効率化を図りつつ、経済的にし法的・社会的・政治的に重要な案件をハイ・コートに集中させ、それ以外の案件を原則としてカウンティ・コートで扱わせる体制を整備した。次節でみるように、ハイ・コート、カウンティ・コートともに、一九九〇年代を通じて新受件数(手続開始件数)は減少した。一九九〇年代最後の年に実現した二大改革、すなわち一九九八年民事訴訟規則のもとでの裁判官によるコスト・案件管理の強化と提訴抑制政策、および、一九九九年司法へのアクセス法による民事法律扶助予算の上限設定(キャッピング)と厳格な管理体制の確立は、一九九〇年代を通じた上記の政策を集大成し、さらに徹底させるものである。それとともに、果たして「司法へのアクセス」が拡充しているのか、貧困者や少数者、また、イングランドでは法律扶助なくしては司法利用が事実上困難な中間的所得層にとつて、その法的ニーズは適切に満たされているのが重要な論点になるのである。

(2) 最後に、裁判所サービスの徹底的効率化という要因について、象徴的な動きとして、Court Serviceの設立とCourt's Charterについてみておこう。

サッチャー政権と、そのもとで任命された大法官ヘイルシャムは、司法部を特別扱いせず、他の政府部門と同様に、民間経営手法の導入による合理化の対象とした。⁽⁹⁰⁾以後、労働党政権の今日まで、この方針に基づき、効率化と合理化が様々な局面で追求されている。

イングランドの裁判所のうち、Supreme Court (控訴裁判所 Court of Appeal、ハイ・コート、クラウン・コート) とカウンティ・コートは大法官府の所管である。⁽⁹²⁾ 一九九五年四月以降は、これらの裁判所の業務の運営責任は、新設の Court Service に移り、大法官府は、基本的に政策決定の責任のみを負うという体制になった。⁽⁹³⁾ これは、サッチャー・メイジャー両保守党政権によって追求された抜本的な公務員制度改革の一環であり、イングランドの公務サービス全般で一九八〇年代以来押し進められている効率化、市場原理導入、行政管理革命が、裁判所の分野でも実現したことを意味している。⁽⁹⁴⁾

Court Service は executive agency である。executive agency とは次のようなものである。サッチャーは、首相就任直後、行政改革の分野で New Right の思想・イデオロギーを断固として実行に移し、小さな政府を実現するため Efficiency Unit なるものを設立し⁽⁹⁵⁾、効率化、不要な業務の削減を追求させた。そして、一九八八年に、Efficiency Unit は極めてラジカルな改革を提言する報告書 *Improving Management in Government: The Next Steps. Report to the Prime Minister* を公表した。executive agency は、この報告書で導入が提唱された機関である。⁽⁹⁶⁾ この報告書は、政策 Policy と執行・管理 Management の切り離しを提言し、政府(各省庁)が決定した政策の執行は、分離・独立した管理組織が、あらかじめ決定されたコストと成果目標 performance targets のもとで、担当するという原則を提示した。分離独立した執行・管理を実現するために二つの手段の導入が示され、その一つが executive agency であり、もう一つが契約の多用、すなわち、行政機関間、行政機関と民間セクター間で期間の定めのある契約を締結させ、公務サービスの効率化を追求するというものである。⁽⁹⁷⁾ いずれも民間企業の経営技術・エトスを公務サービスに浸透させようという思想に基づく。政府はこの報告書に基づいて次々に executive agency を設立し、ブレア労働党政権もこの方針を継承、一九九九年には executive agency の数は一四〇を超え、⁽⁹⁸⁾ 国家公務員の七五%以上をカバーするに至っている。

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

このような動きの中心は、効率化、経費の削減であるが、同時に、公務サービス利用者＝国民を消費者として位置づけ、公務サービスは、消費者を最大限満足させるものでなければならないという観念を浸透させ (value for money の強調)、具体的な数値目標を設定し、それを一定期間内に達成したか否かを厳しく監査し、公表するという手法が、あらゆる分野で採用されている。医療、教育 (大学を含む) などにとどまらず、別稿⁽⁹⁸⁾で示したリーガルエイド、さらに本稿が扱う裁判所サービスにまで、この手法は及んでいる。

一九九一年にメイジャー政権が導入した Citizen's Charter は、この思想を端的に表現したもので、公共サービスの質を高めるために公共部門が実現すべき基本原理として、次のような原則を示した⁽⁹⁹⁾。市民が期待できるサービスの基準を明確に定め、この基準に照らして、実際に行われたサービス (パフォーマンス) を定期的に公表すること、正確でわかりやすい表現でサービスの内容、コスト、実績、責任者について情報を公開すること、消費者としての利用者による選択をできる限り可能にすること、利用者と定期的な協議し、その意見を最終的な決定に反映させること、丁寧に親切なサービスを全ての人に平等に提供すること、問題が発生した場合は、謝罪と完全な説明、迅速で効果的な対応がなされること、独立した審査機関を伴う、利用しやすい苦情処理手続を設け周知させること、value for money (具体的には、国民が提供するリソースの範囲内で、効率的・経済的な公共サービスを提供し、あらかじめ定められた基準に照らして、独立した監査機関がパフォーマンスをチェックすることを中核的要素とする) などである。この思想は、現在、各種公務サービスに制度化され、それぞれの機関で Charter が策定され、パフォーマンス・インディケータとそれに基づく実績が公表されている⁽¹⁰⁰⁾。

裁判所サービスについても、Courts' Charter が制定され、定期的に改訂されている⁽¹⁰¹⁾。六つのキー・パフォーマンス・インディケーター (KPI) が設けられ、大法官府が設定したターゲット (数値目標) に照らして、どの程度成果をあげているかが、定期的に数値を示して (個々の裁判所全てについても) 報告されている⁽¹⁰²⁾。六つの KPI

とは、① Charterの数値目標の平均達成率、② 民事法廷における業務処理の目標日数内達成率、③ クラウン・コートの被告人に関する公判開始までの所要日数目標達成率、④ クラウン・コートにおける一件あたりのユニット・コスト、⑤ 民事法廷における手続開始に要するユニット・コスト、⑥ 民事法廷のコストに占める、手数料によって回収されたコストの比率である⁽¹⁰⁾。

以上のようなサッチャー政権以来の公務サービス改革については、政策と執行の主体を分離した結果、accountabilityの所在を曖昧にしているという批判がある⁽¹¹⁾。また、効率性の追求、短期間の数値的業績達成への圧力、民間企業の発想の強調が、終身雇用に基づく公益への奉仕という伝統的な公務サービスのエトスを変容させており、それがもたらす影響についても議論されている⁽¹²⁾。しかしながら、国民を公務サービスの消費者としてとらえ、その満足を第一に重視するという発想は、副作用に留意・対処する視点を失わない限り価値があることは否定できない⁽¹³⁾。

保守党政権による公共サービス改革の一貫としての大法官府とCourt Serviceの分離、ならびに、後者における民間企業経営手法の導入は、効率化の程度を常に監査する体制を確立した。カウンティ・コートの統廃合、コンピュータ化、電子ファイル化が進められ、他方で、民事の裁判所手数料の引き上げ、self-financing化も行われた(full cost recovery regime)⁽¹⁴⁾。このような、サッチャー政権に端を発する新自由主義の理念とイデオロギーに基づく一連の改革は労働党政権も基本的に継承している。

但し、Zuckermanが強調するように、司法コスト高騰の根底には、ソリシタとバリスタの報酬制度、すなわちタイムチャージ制と事件の複雑性を基準にした報酬制度が横たわっており、そこにメスが入られない限り根本的な解決にはならない⁽¹⁵⁾。こうした報酬制度は、既に述べたように、一方で過剰サービスのインセンティブを作りだし、業務処理の効率化を妨げる。しかしながら、この問題は、法律家層の経済的利害の根幹に触れるため、あまり

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

手が着いていない。例えば、一九九八年民事訴訟規則によって導入された迅速トラックでは、弁護士報酬を含めた訴訟費用の定額化(但しウルフ報告書より後退して、当面、トライアル段階に限られている)⁽¹⁰⁾がめざされ、弁護士業務に大きな影響を与えることが予想されているが、⁽¹⁰⁾実際の効果、影響についてはまだ明らかでない。⁽¹¹⁾

政治的に手の着けやすい部分から改革の対象になるのであり、裁判所における私企業の経営思想の注入と組織改編・合理化が、行政改革とパラレルに進められている。イングランドのカウンティ・コートは、以上のような政治的文脈の中に置かれているのである。

- (一) Terence Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition (Blackstone, 2000), p. 1, S.H. Bailey and M.J. Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition (Sweet & Maxwell, 1996), p. 85. 司法研修所編『イギリスにおける民事訴訟の運営』(法曹会、一九九六年)五頁。
- (二) カウンティ・コートは、一八四六年のカウンティ・コート法 (County Courts Act 1846) によって創設された。創設の背景については、Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, p. 71, Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 33 参照。
- (三) イングランドでは、管轄の基準となる「請求金額 amount claimed」ならず「訴訟の価値 the value of the action」とは、通常、原告が回復せんと合理的に期待できる金額、あるいは特定の金額以外の救済を求める請求の経済的価値^{value}を指す。Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, p. 77, footnote 90 (Statutory Instrument 1991 No. 734 [The High Court and County Courts Order 1991] as amended by S.I. 1995 No. 205, arts. 9, 10), Stuart Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition (Blackstone, 2000), pp. 15-16, 63-65, Gary Slapper & David Kelly, *The English Legal System*, 4th Edition (Cavendish Publishing Limited, 1999), p. 222.
- (四) 本稿では、一ポンドを二〇〇円として計算した。
- (五) Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, p. 73, footnote 49 (カウンティ・コートの管轄の請求金額上の制限の根拠規定)。司法研修所編『イギリスにおける民事訴訟の運営』前掲、六頁。我妻 学「英国における近時の民事司法改革の動向——ウルフ・レポートを中心に——」(一)『東京都立大学法学会雑誌』三九卷一号(一九九八年)一五七頁。
- (六) Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, pp. 73-79. 司法研修所編『イギリスにおける民事訴訟の運営』前掲、六頁。我妻「英国における近時の民事司法改革の動向」(一)前掲、一五七〜一五八頁。

- (7) judicial review の正確な内容をめぐって簡単に述べることにはできないが、概略は「行政庁その他公的義務を遂行する機関等（カウンティ・コートなど inferior courts を含む）の個人に対する決定に関する、その内容面ではなく主として手続面についての裁判所の審査・救済であり、ハイ・コートに提訴されなければならない」（クイーンズ・ベンチ・ディヴィジョンの Administrative Court Office が担当）。わが国の行政訴訟で機能的に類似している面がある。要点をこそ参照。Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, pp. 968-976, Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, pp. 476-488, Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, pp. 439-462.
- (8) Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, p. 15.
- (9) *Ibid.*, p. 14.
- (10) 例えど、Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, pp. 14-17 参照。ハイ・コートの中の division——Queen's Bench Division, Chancery Division, Family Division 間や内部にある専門裁判所（the Commercial Court, Admiralty Court, the Technology and Construction Court, the Companies Court）間の配分が中心に加わる。Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, pp. 13, 18-19.
- (11) Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, pp. 77-78.
- (12) 我妻「英国における近時の民事司法改革の動向」（一）前掲、一五五〜一六〇頁。
- (13) Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, pp. 225-227.
- (14) Michael Zander, "Rights of Audience in the Higher Courts in England and Wales since the 1990 Act: What Happened?," *International Journal of the Legal Profession*, vol. 4, no. 3 (1997), pp. 167-195, 180-183; 但し「一九九九年司法へのアクセス法により、上級裁判所に おいて法廷弁論権を行使するメンバーが増加する可能性を示唆されている。」Michael Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 8th Edition, (Butterworths, 1999), p. 650.
- (15) ハイ・コートは、大法官等もメンバーを構成するが、その中で、いわゆるハイ・コート・ジャッジ (puisne judge と区別して呼ばれる) とがある。の年間給与は、二〇〇〇年四月現在、一二万七千七百七十七ポンド (約二五〇〇万円) である。ちなみに、ミニムのサーキット・ジャッジは年間一〇万三千五百六十二ポンド、他のサーキット・ジャッジは九万五千七百三十三ポンドである。Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 27.
- (16) カウンティ・コート、ハイ・コートそれぞれの専属管轄事件については、Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, pp. 14-16 が詳しくある。
- (17) イングランドにおける民事訴訟手続およびトライアルの位置づけについては、参照、司法研修所編『イギリスにおける民事訴訟の運営』前掲（一九九八年民事訴訟規則以前であるが基本的な特質の理解のためには大変参考になる）。わが国の口頭弁論から類推することはできない。
- (18) Statutory Instrument 1991 no. 734, art. 7 (5), Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, p.

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

78 参照。

- (19) カウンティ・コートのエクイティ上の管轄権は、原則として三千ポンドまでである。
- (20) Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, pp. 16-17, Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, pp. 35-37, Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, pp. 77-78, Paul Michalik, "Justice in Crisis : England and Wales," in A.A.S. Zuckerman (ed.), *Civil Justice in Crisis : Comparative Perspectives of Civil Procedure* (Oxford University Press, 1999), p. 118.
- (21) High Court and County Courts Jurisdiction Order 1991, art. 5. 人身傷害 personal injury の定義は、疾病、肉体的条件または精神的条件の毀損 および死亡である。Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, p. 77, Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, p. 16. 人身傷害の合理的な賠償請求額を計算するための原則については、*ibid.* 参照。ちなみに人身傷害事件の請求金額は、五万ポンドを超えないのが普通であると考えられる。*ibid.*
- (22) ハイ・コートと、それより上位の裁判所が、政治的・社会的に重要な論点・事件に関する判断権限を握り続け、むしろ、司法審査 judicial review の発展、人権法の制定という近年の変化のもとで、権力拡大傾向が明らかかな状況は、ハイ・コート・ジャッジとそれより上位の裁判官の出身階層、性別、人種構成、出身大学等社会・階層的条件の極端な偏りという条件のもとで、政治的批判を招いている点に注意しなければならない。裁判官選任手続の透明化、裁判官構成の社会代表性の確保は、継続的に議論されている。また、例えば、最近でも、労働党政権の有力閣僚である内務相 (Home Secretary) デイヴィッド・ブランケットがハイ・コートとそれより上位の裁判官の権力が強大になりすぎていると批判し、アーヴィン大法官が激しく反論している状況が示唆しているように、政治的にホットな争点になっている。参照、Frances Gibb, "Irvine 'furious' with Blankett over speech," *The Times*, October 31, 2001. 一般に、イングランドの裁判官の、性別、人種、出身大学等の偏りについては、Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, pp. 231-233, His Honour Judge David Pearl, "The Judiciary of England and Wales," in The International Committee, the Japanese Association of Sociology of Law (ed.), *The Role of the Judiciary in Changing Societies* (2001), pp. 37-53 参照。
- (23) カウンティ・コートによる家事事件の取扱状況は、Lord Chancellor's Department, *Judicial Statistics: Annual Report, England and Wales for the Year 1998* [Cmd. 4371] (Stationary Office, 1999) [以下、*Judicial Statistics* の引用は略記のみ]、pp. 49-60 参照。
- (24) Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, pp. 14-15, Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, pp. 37-38, Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, pp. 74-76.
- (25) John Baldwin, *Small Claims in the County Courts in England and Wales* (Clarendon Press, 1997), pp. 6-7.
- (26) *Ibid.*, p. 7. 同時に、少額手続から通常のトライアルに移行させるメカニズム・シヤッジの裁量の幅が広げられた。通常のトライアルへ移行させる根拠として、従来の「例外的複雑性 exceptional complexity」の要件が、単なる「複雑性」に変更された。*Judicial Statistics: Annual Report*, 1996, p. 39.

- (27) 被告が請求を争わなかった場合、原告はトライアルなしの簡単な手続で請求認容判決を得ることができる。これが default judgement である。司法研修所編『イギリスにおける民事訴訟の運営』前掲、七二〜七六頁（一九九八年民事訴訟規則以前に（1））。Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, pp. 192-199.
- (28) Baldwin, *Small Claims in the County Courts in England and Wales*, p. 1.
- (29) 以下「このシステムに（1）は、Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, pp. 238-262; Michelle Barnley & Anna Gouge, *The Civil Justice Reforms One Year On: Freshfields Assess Their Progress* (Butterworths, 2000) [特にブルチ・トラックに（1）として]、我妻 学「英国における近時の民事司法改革の動向」（三）」（四・完）『東京都立大学法学会雑誌』四〇巻一号（一九九九年）八三〜一三〇頁、二号（二〇〇〇年）一〜六四頁参照。
- (30) 振り分けの際の基準については、例外規定を含め、参照、Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, pp. 237-238; 我妻「英国における近時の民事司法改革の動向」（二）前掲、九三〜九四頁。
- (31) 人身傷害事件以外に、家屋事件（住宅の修繕など）も千ポンド以下の場合に少額請求トラックに配分される。我妻「英国における近時の民事司法改革の動向」（三）前掲、九五頁。
- (32) 千ポンド超、一万五千ポンド以下の家屋事件（住宅の修繕など）は迅速トラックに配分される。我妻「英国における近時の民事司法改革の動向」（三）前掲、九九頁。
- (33) Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 8th Edition, p. 48; Slapper & Kelly, *The English Legal System*, 4th Edition, p. 221; Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 27; Martin Partington, *Introduction to the English Legal System* (Oxford University Press, 2000), p. 183。我妻「英国における近時の民事司法改革の動向」（三）前掲、八五頁。
- (34) Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, p. 240。我妻「英国における近時の民事司法改革の動向」（三）前掲、一〇八頁。
- (35) 司法研修所編『イギリスにおける民事訴訟の運営』前掲、六頁は「わが国の「地方裁判所と簡易裁判所との中間的なものに相当する」として云々。
- (36) マックス・ウェーバー（世良晃志郎訳）『法社会学』（創文社、一九七四年）。
- (37) Court Service, *Annual Report 1995/96* (HMSO, 1996), p. 9, *id.*, *Annual Report 1998-1999* [http://www.court-service.gov.uk/arep9798/1ar.pdf], p. 9, *id.*, *Annual Report 1999-2001* [http://www.court-service.gov.uk/info/rep99/9900titlepg.pdf], p. 13.
- (38) 司法研修所編『イギリスにおける民事訴訟の運営』前掲、二八六頁。Terence Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 35.
- (39) Editorial, "Heart of the Matter," *Legal Action*, April, 1999, p. 3.
- (40) Court Service, *Modernising the Civil Courts: A Consultation Paper* (January, 2001) [http://www.court-service.gov.uk/notices/mcc-consultation-paper.pdf].

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

- (41) 濱野「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設——法律相談システム統合化の側面を中心に——」(一) (二) 定前掲参照。
- (42) イングランドの裁判官について、現在の裁判官任用手続を中心に概観した邦語文献として紙谷雅子「イングランドとウェールズにおける法曹一元」『月刊司法改革』二二号(一九九九年)四四〜四九頁参照。また His Honour Judge David Pearl, "The Judiciary of England and Wales," が最新の情報を与えてくれる。
- (43) ハイ・コートの裁判官は、このほかに、Lord Chief Justice (Queen's Bench Divisionを主宰)、vice-president of the QBD、President (Family Divisionを主宰)、Vice-Chancellor (Chancery Divisionの vice-president)、Senior Presiding Judge がいる。大法官も Chancery Division の president であるが、実際には事件を担当しない。このほかに、パートタイムの deputy judge of High Court が任命される場合がある。Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 18. 本文で述べるように、サーキット・ジャッジがハイ・コートで裁判を担当することもあるが、司法統計によれば、その件数はかなり多い。一九九八年の Queen's Bench Division でのトライアル合計数一〇九〇件のうち、フルタイムのハイ・コート・ジャッジが五七〇件担当したのに対し、サーキット・ジャッジも三四〇件担当している。deputy のハイ・コート・ジャッジは一三〇件である。Judicial Statistics, Annual Report, 1998, p. 30, Table 3.7.
- (44) J.A. Griffith, *The Politics of the Judiciary*, 5th Edition (Fontana Press, 1997), pp. 22-24.
- (45) Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 19. ソリシタから最初にフルタイムのハイ・コート・ジャッジに任命されたのは、一九九三年にサーキット・ジャッジから昇進した Sachs 氏である。二〇〇〇年にフルタイムのハイ・コート・ジャッジに任命されたのは、L.A. Collins 博士で、彼は一九九七年に史上初めて Queen's Counsel に任命された二人のソリシタのうちの一りで、この二人は、同年、やはり史上初めて deputy のハイ・コート・ジャッジに任命された。
- (46) Lord Justices of Appeal, Heads of Division, Lords of Appeal in Ordinary.
- (47) His Honour Judge David Pearl, "The Judiciary of England and Wales," p. 49.
- (48) サーキット・ジャッジの歴史をストリット・ジャッジの厳密な権限などについては Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, p. 72 参照。いずれも、ハイ・コートの手続にも関わりつつある。参照 Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 8th Edition, pp. 4-5.
- (49) Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 30.
- (50) 六つのサーキットは、①ミッドランズ・エスセックス・ノーフォーク ②北東部 ③北部 ④南東部 ⑤ウェールズとチェスター ⑥西部である。Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 29.
- (51) ハイ・コート・ジャッジもソリシタ・コートでの重要な刑事事件を担当する。
- (52) Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 34.
- (53) Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 18.

- (54) His Honour Judge David Pearl, "The Judiciary of England and Wales," p. 49. 一九九四年に大法官府は、サーキット・ジャッジとハイストリクト・ジャッジの任命に関して「新しい手続の導入を発表し、空席に於いて毎年公募制(新聞広告による)」、非法律家を含む面接委員会の設置が実現した。Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, pp. 220-221.
- (55) 最終報告書 *Civil Justice Review, Report of the Review Body on Civil Justice* (Presented to Parliament by the Lord High Chancellor by Command of Her Majesty, June 1988) [Cmd. 394] (HMSO, 1988), pp. 16-35, 86-101.
- (56) Courts and Legal Services Act 1990, s. 71 and Schedule 10.
- (57) Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, pp. 3-4, 34, George Applebey, *A Practical Guide to the Small Claims Court* (Tolley, 1994), p. 32. ウルソ改革に基づく民事訴訟規則 (Civil Procedure Rule) の改訂は、ケース・マネジメントによる重要な役割を果たす可能性をハイストリクト・ジャッジに開かれた。Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, p. 230 以下。Practice Direction は、ハイストリクト・ジャッジの役割を比較的制限的に解している。Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, p. 230 以下。
- (58) Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 34.
- (59) Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 39. Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, p. 12.
- (60) His Honour Judge David Pearl, "The Judiciary of England and Wales," p. 49.
- (61) Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, p. 12. Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, pp. 34, 30. 紙谷「イングリッシュ・ウォールズにおける法曹一元」前掲、四六〜四八頁。
- (62) Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, p. 12. リコタは「職権上当然 (ex officio)」、カウンティ・コートで審理を担当する権限を有する。Court of Appeal マン・ローの裁判官も職権上当然カウンティ・コートの審理を担当する権限を有するが、実際にこの権限を行使するものは極めて稀である。Ingman, *The English Legal Process*, 8th Edition, p. 34.
- (63) Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, p. 12.
- (64) 長谷部由起平『変革の中の民事裁判』(東京大学出版会、一九九八年) 三頁参照。
- (65) イングリッシュ・ウォールズ 四〇〇強の sets of chambers を参照。Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 8th Edition, p. 618.
- (66) *Civil Justice Review, Report of the Review Body on Civil Justice*, pp. 16-17. 今世紀初め以来の統合をめぐって議論している。Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, p. 79, footnote 1 参照。
- (67) Lord Woolf, *Access to Justice: Interim Report to the Lord Chancellor on the Civil Justice System in England and Wales* (June 1995), pp. 73-75, 79-80.
- (68) 参照 Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 8th Edition, pp. 645-646. 但し「法廷弁論権の拡大が現実の条件によって阻まれてくる状況は、ハリストリクト間の事実上の差異が薄れていく状況のもとで、実質的に二分制を廃止する効果を持つ改革を提案

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

- する議論は存在しない。Editorial, "Mergers and Acquisitions," *Legal Action*, January 1999, p. 3.
- (69) 一九九七年度では「一八四三が pupillage を求め、そのうち約六〇%がチェーンハンズ・パブリッシングを得た」とある。Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 8th Edition, pp. 616-617.
- (70) Zander, *Cases and Materials on the English Legal System*, 8th Edition, p. 646.
- (71) 濱野「イングランドにおけるロイヤリティ・リーガルの創設——法律相談システム統合化の側面を中心に」(1)、『(1)・2』前掲。
- (72) Lord Woolf, *Access to Justice : Interim Report to the Lord Chancellor on the Civil Justice System in England and Wales* (June 1995), para. 31.
- (73) A.A.S. Zuckerman, "Reform in the Shadow of Lawyers' Interests," Zuckerman & Ross Cranston (eds.), *Reform of Civil Procedure* (Clarendon Press, 1995), p. 64. なお、最近では「一部の依頼者が固定報酬額を要求するケースが現れている」とある。Ibid., footnote 4.
- (74) 本稿の分析を、Lord Woolf, *Access to Justice : Interim Report to the Lord Chancellor on the Civil Justice System in England and Wales*, Annex 3 (pp. 251-260) に公衆のなす。
- (75) A.A.S. Zuckerman, "Justice in Crisis : Comparative Dimensions," A.A.S. Zuckerman (ed.), *Civil Justice in Crisis : Comparative Perspectives of Civil Procedure* (Oxford University Press, 1999), p. 14. Zuckerman, "Reform in the Shadow of Lawyers' Interests," pp. 63-64, Michalik, "Justice in Crisis : England and Wales," pp. 126-129, Lord Woolf, *Access to Justice : Final Report* (July 1996), p. 83.
- (76) Zuckerman, "Reform in the Shadow of Lawyers' Interests," p. 65.
- (77) Zuckerman, "Justice in Crisis : Comparative Dimensions," pp. 14-16.
- (78) *The Woolf Reforms in Practice : Freshfields Assesses the Changing Landscape* (Butterworths, 1998), p. 11. 本稿「国際的な銀行の代表者達が、ロンドン・コートの Commercial Court に必要とする費用がスライル的に高額なため、その紛争を処理する場所をロンドンからニューヨークに移すことを真剣に検討している」とある。このコメントをウルフ卿が示し、ウルフ卿もそれを引用してあるとされている。
- (79) Avron Sherr, "Globalisation and the English Judiciary," in *The International Committee, the Japanese Association of Sociology of Law* (ed.), *The Role of the Judiciary in Changing Societies* (2001), pp. 107-116, 113.
- (80) Lord Woolf, *Access to Justice : Final Report*, p. 3.
- (81) *Judicial Statistics, Annual Report, 1999*, p. 39. 日本法務省所蔵『「ペギリス」における民事訴訟の現状』前掲「二〇〇〇年」三三三頁。Court Service, *Modernising the Civil Courts : A Consultation Paper*, p. 36.
- (82) クレイムズ・プロセス・センターでは「訴状提出 (claim of issue) から dispatch (自動郵送装置による発着) 参照。Sime, *A Practical Approach to Civil Procedure*, 4th Edition, p. 16) 及び「四時間から四八時間以内に行われることが保証されている」とある。
- Judicial Statistics, Annual Report, 1999*, p. 39.

- (83) *Ibid.* カウンティ・コートの新受件数の大部分を占める default claims (原則として、金銭の支払請求と考えるとよい)の五四% (約九三万件) が、クレイムズ・プロダクション・センターによつてゐる。default claims (一九九九年四月以前の default action) によつては、司法研修所編『イギリスにおける民事訴訟の運営』前掲、二七四頁。Bailey and Gunn, *Smith & Bailey on the Modern English Legal System*, 3rd Edition, pp. 581-590.
- (84) *Judicial Statistics, Annual Report, 1999*, p. 46, Court Service, *Modernising the Civil Courts : A Consultation Paper*, p. 40.
- (85) *Judicial Statistics, Annual Report, 1999*, p. 40.
- (86) 我妻「英国における近時の民事司法改革の動向」(四・定) 前掲、五頁。例外についても同所参照。
- (87) Zuckerman, "Reform in the Shadow of Lawyers' Interests," p. 72.
- (88) John Baldwin, *Small Claims in the County Courts in England and Wales* (Clarendon Press, 1997), p. 8. 我妻「英国における近時の民事司法改革の動向」(三) 前掲、一二三頁註(44)。但し、代理に至らぬ法律相談については、受給資格を満たせばリーガルエイドの対象となる。
- (89) Roger Smith, "The domestic context," Smith (ed.), *Achieving Civil Justice : Appropriate Dispute Resolution for the 1990s* (Legal Action Group, 1996), p. 15.
- (90) Griffith, *The Politics of the Judiciary*, p. xiv.
- (91) Supreme Court とその前は、その上に上訴裁判所として House of Lords があるのでも、ミスリーディングであるが、その由来は、一八七三年の大改革 (the Judicature Act 1873) であつて、この改革により、Supreme な位置づけが実現するはずであつたが、翌年の総選挙でグラッドストーンの自由党が敗れたため改革は不徹底に終わったのである。Smith (ed.), *Achieving Civil Justice : Appropriate Dispute Resolution for the 1990s*, p. 9.
- (92) Court Service, *Modernising the Civil Courts : A Consultation Paper* (January, 2001) [http://www.court-service.gov.uk/notices/mcc-consultation-paper.pdf], p. 88. 二〇〇一年六月総選挙の勝利で始まつたブレア政権二期目において、刑事司法システムの大改革が予定されていたが (総選挙前に既に予告されていた)、いちはやく総選挙直後から、刑事の裁判所の管轄問題について、内務省と大法官府の間で、激しい綱引きが展開された。内務大臣 (Home Secretary) には、Jack Straw に代わつて、ブレアの後継首相候補として急上昇中の David Blunkett が任命され、ブレアが刑事司法システムの根本的改革に、医療・教育・公共交通分野と並ぶ重要性を与えていることを示している。タイムスによれば、プランケットは刑事法に関する裁判所業務とその担当者を全て内務省に移管する方針を示したが、大法官アーヴィン卿 (一時再任されなうという予測報道もあつたが) 留任) はその阻止に成功したと報道した。The Times, 16 June, 2001, p. 6.
- (93) 大法官府と Court Service の権限、任務によつて Partington, *Introduction to the English Legal System*, pp. 64-66 参照。
- (94) サッチャー政権以降の公務員制度改革によつては、Ian Budge, Ivor Crewe, David McKay and Ken Newton, *The New British Politics*, 2nd Edition (Longman, 2001) pp. 245-264, 244a。

イングランドのカウンティ・コート (1) (濱野 亮)

- (95) Efficiency Unit の初代 Head には Marks & Spencer の Chairman' Sir Derek Rayner が任命された。 *Ibid.*, p. 251
- (96) *Ibid.*, pp. 251-253.
- (97) *Ibid.*, p. 253.
- (98) 濱野「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設——法律相談システム統合化の側面を中心に——」(二)、『二・完前掲』。
- (99) Budge, Crewe, McKay and Newton, *The New British Politics*, 2nd Edition, pp. 259-260.
- (100) *Ibid.*, p. 259. 例えば、初等、中等教育では、全国統一試験の結果が学校ごとに公表され、教育サービスの成果を示す指針の一つとされている。これが教員の勤務評定や、学校への資金配分決定にフィード・バックされ、また、消費者としての保護者の学校選択のための情報として位置づけられ、実際に、ある程度、学校の人気、受験者の質、数に影響を与えているというわけである。大学、病院・クリニック、鉄道その他、実に多くの公共的サービスでこのような指標(リーグテーブルと呼ばれるものが中心)が公表されている。もちろん、これがもたらす弊害も日常的にメディアで議論されている。例えば、こうした数値化できる特定の指標と結びついたパフォーマンスの評価が、給与・昇進と直結している状況は、他の要因(低賃金、荒れる学級、社会的評価の低下など)とあいまって教員への強いストレスになっているといわれ(エトスの根本的転換)、早期退職者の増加、教員希望者の減少といった結果となっている。
- (101) Court Service, Annual Report, 1995-1996, p. 18, *id.*, Annual Report, 1998-1999, Chapter 3.
- (102) 例えば *ibid.*, The Structure of the Court Service の Aims & Objectives の項を参照。
- (103) *Ibid.*, Aims & Objectives の項。
- (104) *Ibid.*, pp. 255-261.
- (105) *Ibid.*
- (106) Court Service, *Modernising the Civil Courts: A Consultation Paper*, p. 24.
- (107) Zuckerman, "Reform in the Shadow of Lawyers' Interests," pp. 61-77.
- (108) 我妻「英国における近時の民事司法改革の動向」(三)前掲、八八頁。
- (109) 例えば Andrew Dalton, *Making Civil Litigation Pay: Life after Woolf* (CLT Professional Publishing Ltd.) 参照。
- (110) 迅速トラックにおける訴訟費用定額化をめぐるウルブ報告書の提言「Institute of Advanced Legal Studies の研究者による調査「大法官府によるコンサルテーション・ペーパーなど」連の議論について」参照「我妻」英国における近時の民事司法改革の動向(四・完)前掲、一一〜二四頁。

(未完)